

滋賀県多子世帯子育て応援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、幼稚園、保育所、認定こども園もしくは地域型保育事業を利用する第3子以降の乳幼児の保育料および副食費を無料化（副食費については上限あり）する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金は、滋賀県多子世帯子育て応援事業実施要綱（平成28年4月1日付け滋子青第1059号滋賀県健康医療福祉部長通知。以下「実施要綱」という。）に基づき市町が実施する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次2項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助基準額（月額）は対象児童の認定区分等に応じ、別表に定める額とする。

(2) 前号の保育料にかかる補助基準額（月額）は、保育料が子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき特定教育・保育または特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「給付単価限度額」という。）を上回る場合は、当該給付単価限度額を補助基準額（月額）とする。

前号の副食費にかかる補助基準額（月額）は、副食費と4,500円を比較して少ない額を補助基準額（月額）とする。

(3) 対象児童の月途中の入退所等により保育料または副食費が日割計算となる場合は、当該日割計算により算定された額を補助基準額（月額）とする。

2 補助金の交付額は、前項の認定区分等ごとの補助基準額（月額）に当該対象児童の延べ利用月数を乗じて得た額の合計額に補助率（1/2）を乗じて得た額とする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業を中止し、または廃止した場合には知事の承認を得なければならない。

(2) 補助金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする市町長は、補助金交付申請書（別記様式第1号）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 次条に規定する補助金の交付決定後の事情変更により、申請の内容を変更して補助金の

追加交付の申請を行う場合には、変更交付申請書（別記様式第2号）を知事に提出するものとする。

（補助金の交付の決定）

第6条 規則第6条に規定する補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により行う。

（実績報告）

第7条 この補助金の事業実績報告は、翌年度の4月30日（第4条第1号の規定により事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1か月を経過した日）までに、実績報告書（別記様式第4号）を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条に定める実績報告書を受領したときは、実績報告書の内容について交付決定の内容に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知（別記様式第5号）により市町長に通知するものとする。

（標準事務処理期間）

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受領した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第7条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第10条 補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第7条の規定に基づく実績報告または第9条の規定に基づく支払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成16年滋賀県条例第30号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金について

は、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。この要綱の施行前にかかる補助金については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

別表

(単位：円)

対象経費	認定区分等	対象世帯	補助基準額（月額）		
			保育標準時間認定	第1子扱い	第2子扱い
保育料	教育・保育給付3号認定	市町村民税所得割課税額が57,700円以上97,000円未満の世帯 (要保護者等の世帯にあつては、市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯)	保育標準時間認定	第1子扱い	30,000
				第2子扱い	15,000
			保育短時間認定	第1子扱い	29,600
				第2子扱い	14,800
副食費	教育・保育給付2号認定	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯			4,500
	教育・保育給付1号認定				4,500
	子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園の対象児童				4,500

注1：同表に定める保育料の補助基準額（月額）にかかわらず、対象児童に係る補助基準額（月額）が給付単価限度額を上回る場合は、当該給付単価限度額を補助基準額（月額）とする。

注2：同表に定める副食費の補助基準額（月額）にかかわらず、副食費と補助基準額（月額）を比較して少ない額を補助基準額（月額）とする。

注3：同表に定める補助基準額（月額）にかかわらず、保育料または副食費が日割計算となる場合は、当該日割計算により算定された額を補助基準額（月額）とする。

注4：子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項各号の規定による特例施設型給付費の支給を受ける者または第30条第1項各号の規定による特例地域型保育給付費の支給を受ける者に係る補助基準額（月額）については、実施要綱第4条に規定する認定区分等にかかわらず、利用する補助対象施設に応じ同表に定める認定区分等の補助基準額（月額）を適用する。